

**令和3年8月1日から、
育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢雇用継続給付金
の手続の際、通帳等の写しの添付を省略できるようになり
ました。**

●省略できる場合

支給申請書類の中の「払渡希望金融機関指定届」が、
電磁的方法（パソコン入力等）により記載されている場合

※手書きで記載されている場合、記載内容の誤読のおそれがあるため省略できません。

●その他ご協力のお願い

省略できる場合であっても、必要に応じてハローワークより通帳等の写しの提出を依頼することがあります。例えば、以下の場合です。

* 被保険者の氏名と、口座名義が異なる場合

この場合は、通常振込ができないため、あらかじめ支給申請書類の備考欄等に口座名義をカタカナで記載する、または通帳等の写しを添付する等、口座名義がわかるようご協力をお願いいたします。

(例) 被保険者氏名で登録していないミドルネームがある場合
アルファベット氏名の読み仮名表記が異なる場合 など

* 支給申請書類に記載された金融機関へ振込ができなかった場合

対象となる申請書

〈高年齢雇用継続給付金〉

- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続支給申請書

〈育児休業給付金〉

- 育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書

〈介護休業給付金〉

- 介護休業給付金支給申請書

